

～派遣労働者雇用安定化特別奨励金の支給要件のご案内～

派遣労働者雇用安定化特別奨励金は、次の①から⑥までのいずれにも該当する事業主に対して、支給されます。(ただし、不支給要件(※)に該当する事業主並びに国、地方公共団体等には支給されません。)

【支給要件】

- ① 雇用保険の適用事業主であること。
 - ② 派遣先である事業主であって、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの同一の業務について6か月を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けたものであること。
 - ③ ②の労働者派遣に係る労働者派遣の期間の終了の日までの間に、当該同一の業務に従事した派遣労働者であって当該派遣先に雇用されることを希望するもの(当該派遣元事業主と期間の定めのない労働契約を締結していたもの(当該派遣元事業主の都合により退職するもの又は退職する予定のものを除きます。))並びに労働者派遣法第40条の4及び第40条の5の雇用契約の申込みの対象になるものを除きます。)との間で期間の定めのない労働契約又は6か月以上の期間の定めのある労働契約(当該労働契約が更新されることが明示されているものに限り)を締結し、当該派遣労働者を雇用保険の被保険者(短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除きます。)として引き続き6か月以上雇い入れる事業主であること。
- (注) 「労働者派遣の期間の終了の日までの間に・・・雇い入れる」とは、同日までの間に当該派遣労働者を労働させ、賃金を支払う旨を約し、若しくは通知した場合又は当該派遣労働者に対し、労働契約の申込みをした場合であって、その就業を開始する日が労働者派遣の期間の終了の日の翌日から起算して1か月以内であるときを含みます。
- ④ ③の雇入れの日の前日から起算して6か月前の日から都道府県労働局長に対する奨励金の受給についての申請書の提出日までの間(以下「基準期間」という。)において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主(天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除きます。)以外の事業主であること。
 - ⑤ 基準期間において、当該雇入れに係る事業所において、雇用保険法第23条第1項に規定する特定受給資格者となる離職理由によりその雇用する被保険者を3人を超え、かつ、当該雇入れにおける被保険者数の6%に相当する数を超えて離職させた事業主以外の事業主であること。
 - ⑥ 当該事業所において、奨励金の支給決定等に必要の労働関係帳簿(出勤簿、タイムカード、労働者名簿等)を整備し、並びに労働者派遣法第42条の規定により派遣先管理台帳を作成し、記載し、及び保存している事業主であること。

※ 不支給要件

- i 奨励金の支給を行う際に、前々年度より前のいずれかの保険年度に、雇入れに係る事業所において労働保険料を納入していない場合
- ii 不正行為により本来支給を受けることのできない助成金等の支給を受け、又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合
- iii 雇入れの日の前日から起算して3年前の日から当該雇入れの日までの間において、奨励金の支給対象となった労働者を雇用したことがある場合
- iv 労働関係法令の違反を行っていることにより当該事業主に奨励金を支給することが適切でないものと認められる場合

(注) 他の助成金等の支給を受けている場合には、本奨励金が支給されない場合があります。

～お問い合わせは、下記の都道府県労働局まで～

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業室	011-738-1015	滋賀	職業対策課	077-526-8686
青森	職業対策課	017-721-2003	京都	職業対策課	075-241-3269
岩手	職業対策課	019-604-3005	大阪	雇用保険課 (ハローワーク事業主支援センター)	06-6346-7181
宮城	需給調整事業室	022-292-6071			
秋田	職業対策課	018-883-0010	兵庫	ハローワーク助成金デスク (職業対策課)	078-221-5440
山形	職業対策課	023-626-6101			
福島	需給調整事業室	024-528-0335	奈良	職業対策課	0742-32-0209
茨城	職業対策課	029-224-6219	和歌山	職業対策課	073-488-1161
栃木	職業対策課	028-610-3557	鳥取	職業対策課	0857-29-1708
群馬	職業対策課	027-210-5008	島根	職業安定課	0852-20-7018
埼玉	職業対策課	048-600-6209	岡山	職業対策課	086-801-5107
千葉	職業対策課 (ハローワーク助成金事務センター)	043-202-5182	広島	職業対策課	082-502-7839
			山口	職業安定課	083-995-0385
東京	職業対策課 (ハローワーク助成金事務センター)	03-3812-8943	徳島	職業対策課	088-611-5387
			香川	職業対策課	087-811-8923
神奈川	職業対策課	045-650-2868	愛媛	職業対策課	089-941-2940
新潟	需給調整事業室	025-234-5930	高知	職業対策課	088-885-6052
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	職業対策課 (福岡助成金センター)	092-712-6509
石川	需給調整事業室	076-265-4435			
福井	職業対策課	0776-26-8613	佐賀	職業対策課	0952-32-7173
山梨	職業対策課	055-225-2858	長崎	職業対策課	095-801-0042
長野	職業安定課	026-226-0865	熊本	職業対策課	096-211-1704
岐阜	職業対策課	058-263-5563	大分	職業対策課	097-535-2090
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	宮崎	職業対策課	0985-38-8824
愛知	職業対策課 あいち雇用助成室	052-219-5519	鹿児島	職業対策課	099-219-8712
			三重	需給調整事業室	059-226-2165